

長い夏休みも終わり、いよいよ2学期が始まりました。

子どもたちの元気な声が学校中に響きわたっていることと思います。

教職員のみなさまざまリフレッシュされましたでしょうか？ 互助会員の方は、スポーツレジャー補助(12,000円上限)を利用できます。まだの方は、ご請求ください。



会員本人様のフルネームの領収書等が必要です。

詳しくは 三重県公立学校職員互助会 を検索してみてください



体育祭・運動会・文化祭



2学期に入りますと、さまざまな学校行事が行われます。

必要なものは、在庫があるかどうかの確認をお願いします。

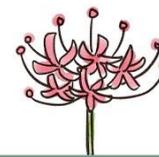
足りないものがありましたら、早めに事務職員へご相談ください。

物によっては、納品に時間がかかるものもあります。ご注意ください。

その他、教科等にかかわる消耗品もお早めにご連絡ください。



扶養手当・住居手当について



該当の手当について、ご注意いただく点を載せさせていただきました。ご確認よろしくをお願いします。

< 扶養手当 >

- 被扶養者(認定を受けている方)が、パートやアルバイトをされている場合

連続して2ヶ月108,333円を超える場合や、3ヶ月平均が108,333円を超える場合は、その翌月から、認定の要件を失うこととなります。毎月、明細等で確認をお願いします。

- 被扶養者(認定を受けている方)と職員が 実際に別居している場合

通帳の写し等生活費を毎月一定額を送金をしていることが確認できるものが必要です。できるだけ、金融機関等を通した送金にて仕送りを行ってください。

< 住居手当 >

- 契約更新の手続きについて

アパート等の契約期間が終了しましたら、自動更新の場合を除き、契約更新の手続きが必要です。おおむね2年ごとに更新される場合が多いです。住居届を記入し、必要な書類を添付し、更新の手続きを行ってください。アパート等の契約期間がいつまでになっているのか、今一度、契約書等をご確認ください。

- 契約内容の変更手続きについて

家賃額が改定になったり、契約内容に変更がある場合も、手続きが必要になります。

特殊勤務実績簿について

9月分は9月26日(水)学校締切です。

その後、すぐにシステム入力し、9月の給与で支給します。必ず、提出の期限を守ってください。

各校事務職員または学校事務センターにお尋ねください
TEL: 82-1177

